

鳥取県告示第62号

平成15年鳥取県告示第381号（悪臭防止法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後	改正前
<p>1 規制地域 岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>	<p>1 規制地域 <u>米子市、倉吉市、境港市</u>、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課<u>並びに関係市役所</u>及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。